特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
52	地方税の滞納管理に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吹田市は、地方税の滞納管理に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	吹田市の滞納管理システムでは、操作員の生体認証を行うなど、セキュリティ対策を一層強化し、個人情報の適正な取扱いの確保を図る。

評価実施機関名

大阪府吹田市長

公表日

令和8年11月5日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の滞納管理に関する事務
②事務の概要	【業務全体概要】 1　催告 督促を行ったにもかかわらず納付されない滞納者に対し、さらに納付を促すために催告を行う。 2　財産調査 催告や納税相談の効果がなく納付の見込みが立たない場合、滞納者の財産調査を行う。 3　執行停止 財産調査の結果、滞納処分をすることができる財産がないなど納付の見込みがない滞納者には滞納処分の執行停止を行う。 4　滞納処分 財産調査の結果、納付できる経済力があるにもかかわらず納付の意志がない滞納者に対し滞納処分を行い、必要に応じて換価し税に充てる。 【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、滞納整理業務では特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・滞納管理事務全般において本人確認の際参照する場合がある。
③システムの名称	滞納整理システム、宛名システム、共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルシステム（eLTAX）

2. 特定個人情報ファイル名
滞納整理特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1　番号法第9条第1項　別表24の項に規定された事務 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）　第16条 以上の法令上の根拠より、地方税の滞納整理に関する事務において個人番号を利用する。

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務部　納税課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
―	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒564－8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所　市民部　市民相談室　情報公開担当　　電話:06-6384-1456
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒564－8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所　税務部　納税課　電話:050-1720-4604
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手)　[○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 このような対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手先を以下のものに限定し、下記以外に特定個人情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。 ①住基ネットの参照による取得 ・住基端末による取得 → 対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 ②その他 → 対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 本人確認書類の提示などにより本人確認を行い、対象であることを確認する。 →その際、滞納事務に関係のない情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。 これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月24日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒564－8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所　市民部　市民総務室　情報公開担当　　電話：06-6384-1456	〒564－8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所　市民部　市民相談室　情報公開担当　　電話：06-6384-1456	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和8年11月5日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③　システムの名称	滞納整理システム、宛名システム、共通基盤システム、住登外システム、住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルシステム （eLTAX）	滞納整理システム、宛名システム、共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルシステム（eLTAX）	事後	特定個人情報保護評価指針による重要な変更箇所には当たらないため
令和8年11月5日	Ⅳ　リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	特定個人情報の入手先を以下のものに限定し、下記以外に特定個人情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。 ①住登外システム参照による取得 　→ システムにより担保 ②住基ネットの参照による取得 　・住基端末による取得 　　→ 対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 ③その他 　→ 対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 　　本人確認書類の提示などにより本人確認を行い、対象であることを確認する。 　→その際、滞納事務に関係のない情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。 これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	特定個人情報の入手先を以下のものに限定し、下記以外に特定個人情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。 ①住基ネットの参照による取得 　・住基端末による取得 　　→ 対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 ②その他 　→ 対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 　　本人確認書類の提示などにより本人確認を行い、対象であることを確認する。 　→その際、滞納事務に関係のない情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。 これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	特定個人情報保護評価指針による重要な変更箇所には当たらないため